



平成 30 年 1 月 23 日

各 位

上 場 会 社 名 日本プロセス株式会社
代 表 者 代表取締役社長 上石 芳昭
(コード番号：9651)
問合せ先責任者 取締役財務統括 坂巻 詳浩
(TEL：03-5408-3351)

当社使用人に対する譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、平成 30 年 1 月 23 日開催の当社取締役会において、譲渡制限付株式報酬として自己株式の処分（以下、「本自己株処分」という。）を行うことについて、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 処分の概要

(1) 処 分 期 日	平成 30 年 3 月 23 日
(2) 処分する株式の種類 及 び 数	当社普通株式 35,500 株
(3) 処 分 価 額	1 株につき 972 円
(4) 処 分 価 額 の 総 額	34,506,000 円
(5) 割 当 予 定 先	当社の使用人 51 名 35,500 株
(6) そ の 他	本自己株式処分については、金融商品取引法による有価証券通知書を提出しております。

2. 処分の目的及び理由

当社では、当社の使用人が自社株式を保有することで株主の皆さまとの一層の価値共有を図り、付与対象とした使用人（以下、「割当対象者」という。）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えることを目的として導入する「譲渡制限付株式報酬制度」に基づき、当社の第 52～54 期事業年度（平成 30 年 6 月 1 日～平成 33 年 5 月 31 日）の報酬として譲渡制限付株式を割り当てることといたしました。

割当対象者につきましては、本自己株処分に係る取締役会決議時点においてマネージャー以上となる当社の使用人とし、割り当てる株式数は、職位や役割に応じて決定しております。

譲渡制限期間につきましては、中長期的な業績向上に向けた割当対象者の意欲を高めるという観点から 3 年間としております。また、本自己株処分に当たっては、各割当対象者は、当社から支給された金銭報酬債権を現物出資財産として給付することになりますが、当該金銭報酬債権については、各割当対象者が、当社との間で、大要、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下、「割当契約」という。）を締結すること等を条件として支給をいたします。

なお、譲渡制限付株式の引受けの申込みについては、使用人の任意としており、当該株式は、当該引受けを希望する使用人にのみ割り当てられることとなります。また、本自己株処分においては、譲渡制限付株式を引き受ける使用人に対して、現物出資に充てるための金銭債権が当社から支給されますので、本自己株処分により使用人の賃金が減額されることはありません。

3. 割当契約の概要

① 譲渡制限期間

平成 30 年 3 月 23 日～平成 33 年 3 月 22 日

上記に定める譲渡制限期間（以下、「本譲渡制限期間」という。）において、割当対象者は、割当契約により割当てを受けた当社普通株式（以下、「本割当株式」という。）につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができません（以下、「譲渡制限」という。）。

② 譲渡制限付株式の無償取得

当社は、割当対象者が、本譲渡制限期間が満了する前に当社の使用人、取締役又は執行役員のいずれの地位からも退職又は退任した場合には、当社取締役会が正当と認める理由（定年等）がある場合を除き、本割当株式の全部を、当該退職又は退任の時点をもって、当然に無償で取得するものといたします。

また、本割当株式のうち、本譲渡制限期間が満了した時点（以下、「期間満了時点」という。）において下記③の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、期間満了時点の直後の時点をもって、当社はこれを当然に無償で取得するものといたします。

③ 譲渡制限の解除

当社は、割当対象者が、本譲渡制限期間中、継続して、当社の使用人、取締役又は執行役員のいずれかの地位にあったことを条件として、本割当株式の全部につき、期間満了時点をもって、譲渡制限を解除いたします。ただし、割当対象者が、本譲渡制限期間が満了する前に当社取締役会が正当と認める理由（定年等）により上記のいずれの地位からも退職又は退任した場合には、本割当株式の数から、払込期日を含む月から当該退職又は退任の日を含む月までの月数を 36 で除した数に本割当株式の数を乗じた株式数（ただし、計算の結果 1 株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てる。）を引いた数の本割当株式について、当該退職又は退任の時点をもって当社が当然に無償で取得し、無償取得されなかった本割当株式については、期間満了時点をもって、譲渡制限を解除するものといたします。

④ 株式の管理に関する定め

割当対象者は、S M B C 日興証券株式会社に、当社が指定する方法にて、本割当株式について記載又は記録する口座の開設を完了し、譲渡制限が解除されるまでの間、本割当株式を当該口座に保管・維持するものといたします。

⑤ 組織再編等における取扱い

当社は、本譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合には、当社取締役会）で承認された場合には、当社取締役会決議により、当該承認の日において割当対象者が保有する本割当株式のうち、合理的に定める数の本割当株式につき、当該組織再編等の効力発生日の前営業日の直前時をもって譲渡制限を解除するものといたします。

この場合には、当社は当該組織再編等の効力発生日の前営業日をもって、上記の定めに基づき同日において譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得するものといたします。

4. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本自己株式処分は、割当対象者に支給された金銭債権を出資財産として行われるものです。その払込価額は、恣意性を排除した価額とするため、また、平成 28 年 12 月 1 日に実施した株式分割後に大きく変動した株価を考慮し、当社取締役会決議日（平成 30 年 1 月 23 日）の直前営業日までの直近 1 ヶ月間（平成 29 年 12 月 25 日から平成 30 年 1 月 22 日まで）の東京証券取引所における当社普通株式の終値の単純平均値である 972 円（円未満切捨て）としております。これは、当社の企業価値を適切に反映した合理的なものであって、対象従業員にとって特に有利な価額には該当しないと考えております。

以 上